

「避難行動要支援者名簿」情報提供の 同意確認書提出のお願い

紀美野町では、災害対策基本法に基づく、災害時に自力で避難することが困難な方などを対象とした「避難行動要支援者名簿」を整備し、地域で見守り活動等をしてくださっている方々（以下、「避難支援者等関係者」）に、名簿情報を提供しておくことで、日頃の見守りや災害時の避難支援・安否確認等に活用していただくための取り組みを進めています。

名簿情報を避難支援者等関係者の方々へ事前に提供するためには、名簿に登録されたご本人の同意が必要となります。



以下の内容を確認していただき、別紙の「紀美野町避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書」に必要事項を記入のうえ、紀美野町保健福祉課へ提出下さい。



事前の情報把握は迅速な避難支援につながります。

避難の際、支援が必要と思われる方は、ご自身の名簿情報を提供することに同意をお願いします。

名簿登録対象者について

次の要件に該当する方（在宅のみ）が、名簿登録対象者となります。

- 75歳以上の一人暮らし高齢者の方
- 要介護認定1以上の独居もしくは高齢者のみの世帯の方
- 要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳1級または2級の方
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- 特定医療費（指定難病）受給者
- 小児慢性特定疾病医療受給者
- その他災害時の支援が必要と認められる方

※長期的な施設入所・入院の方は名簿登録の対象外となります。



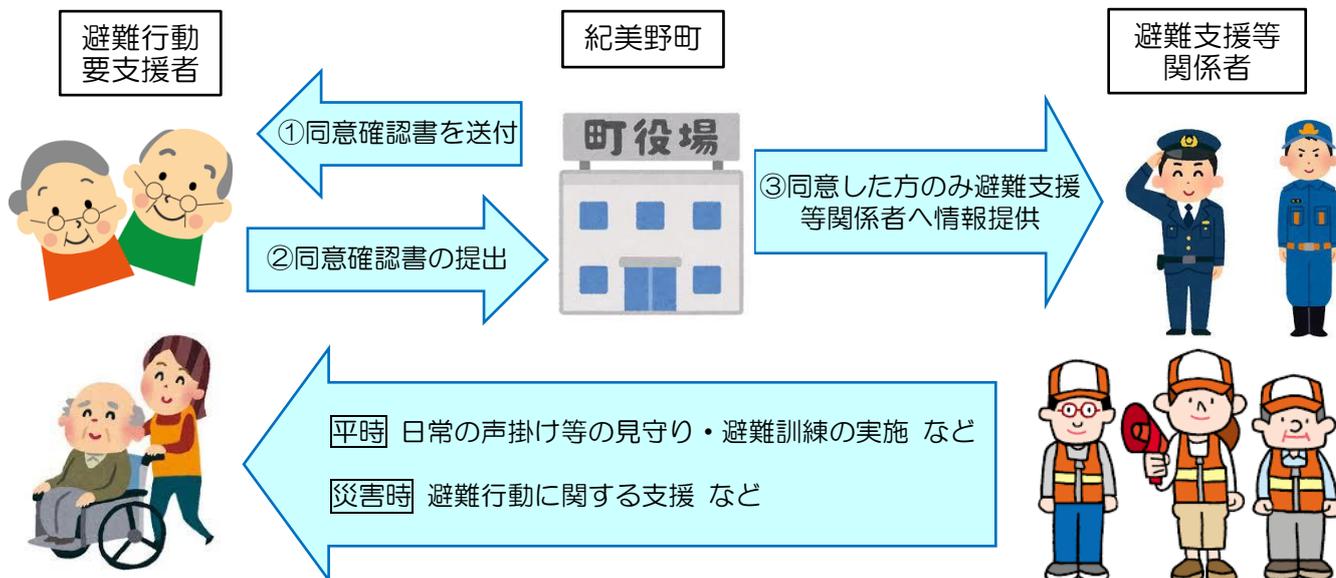
名簿情報の提供に同意いただくことで

名簿情報の提供に同意された方の情報は、平常時から避難支援等関係者へ情報が提供され、日頃の見守りや災害時の避難支援体制の構築を円滑に行うことができます。

また、名簿情報の提供に同意された方については、具体的な避難方法や支援体制をまとめた避難行動要支援者情報（個別計画）を作成するため、看護師資格を有する紀美野町の地域見守り支援員が自宅訪問を行いますので、ご協力をお願いします。



イメージ図



災害発生時には

名簿登録対象者について、災害発生時には本人の同意の有無に関わらず、避難の支援や安否確認のために、避難支援等関係者に名簿情報が提供されることがあります。

なお、災害時における避難支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行っていくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

災害の規模や被災状況によっては支援ができない場合もあることをご了承ください。



Q&A

【提供される名簿情報とは？】

本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由、緊急時の家族連絡先、避難支援者（同意いただける方）の氏名、住所、電話番号などとなっています。

なお、避難支援者の方に責任を課すものではありません。



【避難支援等関係者とは？】

紀美野町消防本部、海南警察署、紀美野町民生委員児童委員協議会、紀美野町社会福祉協議会、町内自主防災組織、その他町長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者



【個人情報の管理はどうなっているのか？】

避難行動要支援者名簿を提供した避難支援等関係者に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

提供先において厳重に管理していただくことを約束いただいたうえで、名簿をお渡ししております。

【名簿情報の提供に同意しない場合はどうなるの？】

同意いただけない方につきましては、避難支援等関係者に対して情報提供は行われません。

しかし、同意いただけない方についても、災害発生時に生命又は身体を保護するために町が必要と判断した場合には、避難支援に必要な範囲で避難支援等関係者へ情報提供することとなりますのでご了承ください。

注意事項

同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続としますので、再度の提出は必要ありませんが、意思の変更や名簿情報の内容に変更が生じた場合は、保健福祉課までご連絡ください。

お問い合わせ先 紀美野町保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内）
（提出先） 〒640-1121 紀美野町下佐々1408番地4
TEL 073-489-9960